

〔第3号議案〕 令和5年度事業計画(案)審議に関する件

令和5年度 事業計画(案)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

事業運営方針

令和4年度は、上半期は、新型コロナウイルス感染症により、依然として国内外の社会経済活動に深刻な影響を残したが、下半期に入ると社会経済活動が優先され、活気が戻りつつある。しかしながら、国際的な情勢により物価及び資源価格の上昇等が先行きに大きな影を落としており、今後の動向は未だ予断を許さない状況にある。

一方で、我が国においては、第4次産業革命とも称されるDXの時代を迎え、政府においては「新しい資本主義」の実現に向けて「成長と分配の好循環」を掲げて、各種施策の展開を図ろうとしているところである。

このような状況下において、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携し、働き方改革の推進支援とデジタル化の推進を基軸とし、様々な施策を講じてきたところである。

令和5年度においては、これらを踏まえ、我が国における生産性向上にかかる取り組みや労使双方の意識の変化に対応するとともに、デジタル化の推進に継続的に取り組み、加速する少子高齢化等に対応していくことが喫緊の課題である。仕事の進め方も大きく変化する時代において、労務管理を扱う唯一の国家資格者として、両立支援、人権・環境に配慮した企業活動への取組み等についても適切に対応することが求められる。

そのためにも、第9次社会保険労務士法改正の実現に向けた取り組みを進め、士業としての使命を再確認し、事業の新たな発展を追求するとともに、国民に寄り添う士業として一層信頼される制度となるべく、各種の事業を推進していくこととしたい。

併せて、昨年末に標榜した「Beyond CORONA with You」とともに、「働き方改革」を超えた「働きがい改革」を提唱することにより、新しい時代に「より前向きに働きたいと思える職場づくり」の支援も進めていかなければならない。

また、国家資格者として公共の利益に資するため労働条件審査、学校教育等社会貢献活動を果たす一方で、社会保険労務士（以下「社労士」という。）個々の一層の資質向上、専門領域における優位性の強化と併せ、特に業域拡大を進めていくためには、1～2号業務の拡充はもとより、さらに3号業務の商品化（サービス）によって「付加価値」を高めていく必要がある。企業環境や労働環境も様変わりするなか、社労士が、労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として、わが国社会における新たな時代の要請に応えるためには、労務管理、労働・年金相談等においてニーズに合った専門的な知識を身に付けた対応が求められているといえる。加えて、労務管理の専門家として医療・介護・保育業界等の労務管理分野への進出、建設業界の社会保険加入促進等の推進を図ることとする。

さらに、本年12月には、昭和43年に社労士法が制定・施行されてから55周年を迎えることから、相応しい周年記念事業を実施することとする。

これらを踏まえて令和5年度においては、次に掲げる事項の事業活動を推進する。

1. 社労士制度の改善に関する事業

第9次社労士法改正の実現に向けて、これまでの経緯経過を踏まえ、国民のニーズに応えるために必要な課題について検討し、新たな時代のニーズに適切に応えるため社労士制度の実現を図る。

2. 「街角の年金相談センター鹿児島（オフィス）」運営に関する事業
 - (1) 日本年金機構が委託する「街角の年金相談センター鹿児島（オフィス）」について、県民への広報を行うとともに適正な運用を図る。
 - (2) 年金相談の質の向上及び社労士らしい年金相談を具体化するため、業務委託契約社労士を増員するために研修を必要に応じ行う。
 - (3) 「街角の年金相談センター鹿児島（オフィス）」に係る相談員を育成するため、年金相談実務者研修を必要に応じ行う。
3. 「社労士会労働紛争解決センター鹿児島」に関する事業
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター鹿児島」の利用促進を図り実績を作るため効果的な広報活動を推進する。そのために当会の「総合労働相談室」との連携及び関係機関との情報交換を図る。
4. 医療・介護・保育・建設業界等における労務管理の推進の事業
医療業界への労務管理の推進については、「医療勤務改善支援センター」での活動を図り、ビジネス業域を拡大する。さらに介護・保育・建設業界等の分野においても各業界の人事労務管理のニーズに的確に応えられる体制の構築を図る。
また、昨年度から実施している企業主導型保育事業における労務監査への対応を図るほか、同事業の監査員等の養成を行うとともに、国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みを推進する。
5. 労働条件審査等の推進及び成年後見制度に関する事業
地方自治体等に社労士による労働条件審査の導入提案を行うための活動を推進する。
また、成年後見制度について、他県会とも連携を図り推進する。
6. 学校教育への社労士の活用
学校教育の場において、年金・労働に関する制度の理解を深めることが重要であることから、社労士を講師として高等学校等に派遣するとともに、活用が図られるよう関係機関等に引き続き要請していく。
7. 大学との連携に関する事業
鹿児島大学等と連携協力しながら、理論と実務の両立を図る高度専門知識の習得による資質の向上及び大学における学び直しの機会として積極的な活用を目指す。
また、鹿児島国際大学にて労働法の非常勤講師として会員が講義を受け持っており、同大学とも連携を図ることとする。
8. 業務拡大・改善に関する事業
 - (1) 厚生労働省等が外部委託する各種委託事業については、社労士会としての社会的使命に鑑み、社労士の専門性を活かせる事業についてその内容及び目的等を検討した上で関係機関と連携して確実に推進する。
 - (2) 開業社労士の事業所関与率向上のために行政機関等と連携を図り、関与先事業所の増加を推進する。
 - (3) 社労士業務改善のため、日本年金機構、全国健康保険協会鹿児島支部及び労働局等との定例協議を行い、相互に連携が図られるよう積極的に取り組む。
 - (4) 新規適用事業所の社会保険事務担当者実務研修会において、鹿児島県社会保険協会に協力する。
 - (5) 「総合労働相談室」及び「年金相談センター」は、県民の利便性とサービス向上に

大きな役割を果たしていることから一層の相談実績を上げるため、広報活動を積極的に推進する。

- (6) アウトソーシング会社等無資格者等による社労士法違反及び業務侵害行為について適切かつ厳正に対処する。
- (7) 社会的要請に応えるため、綱紀監察委員会及び苦情処理相談窓口について、連合会と連携して適切に運営する。

9. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業において、社労士の専門分野とする業務に関して引続き協力していく。

10. 電子申請に関する事業

電子申請手続きの利用拡大を図るため、電子申請に必要な情報提供や研修会を行う。

11. 資質の向上に関する事業

関係行政機関、連合会及び九州・沖縄地域協議会の協力を得て、計画的に研修会を開催するとともに会員の研修会への積極的な参加を勧奨するなど、より魅力的で質の高い研修を実施する。当会主催の研修会及び講演会の一部については、会場又はオンラインでの受講の選択ができるようにする。

また、法律の専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、倫理研修を確実に実施する。

社労士が我が国のデジタル化を支える先端的専門士業であることを広く国民に理解されるよう、各種施策を展開する。

- (1) 連合会主催研修
 - 特別研修
- (2) 九州・沖縄地域協議会研修
 - 九州・沖縄地域協議会が主催する研修会
- (3) 当会が主催する研修
 - イ. 倫理研修
 - ロ. 労務管理研修
 - ハ. 安全衛生研修
 - ニ. 労働社会保険諸法令に関する研修
 - ホ. 新入会員研修
 - ヘ. 電子化に関する研修
 - ト. 当会が選択した研修
- (4) その他の研修
 - イ. 業務研究会研修
 - ロ. 年金研究会研修
 - ハ. ADR研究会研修

12. 関係行政機関等との連絡及び協力に関する事業

- (1) 社労士制度の普及を図るため、日本年金機構と連携を図り年金教育等を推進する。
- (2) 関係行政機関等との連絡協議会を開催する。
- (3) 社会保険算定基礎届調査業務に協力する。
- (4) その他厚生労働省の委託事業を、連合会が受託した場合、その事業目的の実績を高めるよう事業を推進する。
- (5) 年金事務所における年金相談業務等に対応する年金相談員を派遣する。

- (6) 行政機関が開設する相談所へ専門相談員を派遣する。
- (7) 社労士試験及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務に協力する。
- (8) 社労士による中小企業支援を展開するため、経済産業省、中小企業庁、日本政策金融公庫等と連携し、必要な施策を実施する。

1.3. 広報に関する事業

- (1) 広報テーマ「『人を大切にする企業』づくりから『人を大切にする社会』の実現」に向けて、ラジオCM等を活用し、社労士制度及び社労士の業務を広く県民に周知するとともに、社労士の活用促進を図るため、より効果的な広報を行う。また、ADR機関、街角の年金相談センター鹿児島（オフィス）の利用促進を目的とした広報に努める。
- (2) 会報を4月、8月、1月に発行する。
- (3) 年度更新の申告・納付、算定基礎届の提出期間に、ラジオCM等にて社労士業務のPRを図る。
- (4) 社労士制度普及のため広報を積極的に行うとともに、社労士業務の侵害を排除することを目的とした「社労士制度推進月間」を推進する。
- (5) 社労士法制定記念日（12月2日）に社労士制度のPRと希望開業社労士の広告を新聞に掲載する。
- (6) 当会独自性のある広報の充実に努める。
- (7) 報道機関、労使関係団体等各方面に対し、社労士制度に関する積極的な情報提供を行う。
- (8) その他必要に応じ広報活動を実施する。

1.4. ホームページの拡充に関する事業

当会のホームページを県民及び会員にとって価値ある情報源とするため、機能拡充を図る。

1.5. 福利厚生に関する事業

- (1) 社会保険労務士賠償責任保険への加入を促進する。
- (2) 会員間の親睦を図るため、交流会等を実施する。
- (3) 高齢者会員の労をねぎらうこととして感謝状及び記念品を贈呈し会員の福利厚生に努める。

1.6. 社労士個人情報保護事務所（SRPⅡ）認証の推進に関する事業

社労士事務所及び社労士法人がマイナンバーを含む個人情報保護について、より一層顧問先事業所等の信頼を得るため、マイナンバー対応の新しいSRPⅡ認証の取得の促進を図る。

1.7. 事務局体制の整備に関する事業

- (1) 会の組織及び運営機能の充実に努めるため、事務局体制の整備をより促進する。
- (2) 会員への周知方法については、Eメールを活用し情報伝達の迅速化及び事務の効率化を図る。

1.8. 登録等に関する事業

登録、特定社労士の付記登録及び社労士法人届出等の事務を適正に行うとともに社労士法人の設立について適切な指導に努める。

19. 各支部との協力及び連絡調整に関する事業

各支部に対し必要な援助を行うとともに、本会と各支部との連絡調整のため、支部長連絡会を定期的に開催することにより、互いに連絡を密にし、支部制度の充実を図る。

20. 鹿児島SR経営労務センターの協力等に関する事業

鹿児島SR経営労務センターと相協力し、受託率向上及び社労士制度の発展を図る。

21. その他の事業

- (1) 鹿児島専門士業団体協議会の活動に積極的に参加する。
- (2) 図書及び諸帳票の斡旋頒布を実施する。
- (3) 各行政機関に設置してある会員名板の維持管理と変更等による修正、新規、希望会員の設置等を行う。
- (4) 労使団体等と交流し、社労士制度の普及の促進を図る。
- (5) 社労士の公的機関及び各種団体等への活用を要請する。
- (6) 社労士総合研究機構が行う事業に協力する。
- (7) 近隣の他県会との交流会や研修会等を実施する。
- (8) 社労士制度創設55周年を迎えることから、記念事業を行う。
- (9) その他本会の目的達成のため必要に応じ事業を行う。

[第4号議案] 令和5年度一般会計収入支出予算(案)審議に関する件

令和5年度 一般会計収入支出予算書(案)

自 令和 5 年 04 月 01 日
至 令和 6 年 03 月 31 日

収入の部

(単位:円)

勘 定 科 目			4 年 度 予 算 額	4 年 度 決 算 額	5 年 度 予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
拠 出 金 収 入			38,290,000	38,315,132	39,350,000	
	入 会 金 収 入	入 会 金	1,010,000	1,320,000	1,010,000	
		入 会 金	1,010,000	1,320,000	1,010,000	開業8万円×8名=640,000 非開業4万円×8名=320,000 法人5万円×1法人=50,000
	会 費 収 入	会 員 会 費	37,280,000	36,995,132	38,340,000	開業10万円×300名=30,000,000 非開業4万円×126名=5,040,000 法人10万円×25法人=2,500,000 月割会費800,000
		会 友 会 費	0	0	0	7,200円
交 付 金 収 入			1,562,750	1,583,400	1,562,750	
	助 成 金 収 入	研 修 助 成 金	1,370,000	1,370,000	1,370,000	
		研 修 助 成 金	1,370,000	1,370,000	1,370,000	連合会1,000,000 推進月間支援100,000 日本フルハップ270,000
	交 付 金 収 入	登 録 手 数 料 交 付 金	192,750	213,400	192,750	
		登 録 手 数 料 交 付 金	168,000	157,500	168,000	3万円×16名(見込)×0.35=168,000
		変 更 登 録 手 数 料 交 付 金	16,000	30,400	16,000	2,000円×20名(見込)×0.4=16,000
そ の 他 の 手 数 料 交 付 金	8,750	25,500	8,750	5,000円×5名(見込)×0.35=8,750		
寄 付 金 収 入			0	0	0	
	寄 付 金 収 入	寄 付 金 収 入	0	0	0	
雑 収 入			6,671,000	9,422,593	8,273,000	
	雑 収 入	受 取 利 息	5,000	1,186	5,000	預金利息
		雑 収 入	6,666,000	9,421,407	8,268,000	別記1のとおり
そ の 他 収 入			17,000,000	18,406,235	6,000,000	
	特 定 資 産 取 崩 収 入	会 館 準 備 金	17,000,000	17,000,000	0	
		記 念 事 業	0	0	6,000,000	
		減 価 償 却	0	1,037,235	0	
		退 職 給 付	0	0	0	
敷 金 戻 り 収 入		0	369,000	0		
当 期 収 入 合 計 (A)			63,523,750	67,727,360	55,185,750	
前 期 繰 越 収 支 差 額			50,873,833	50,873,833	16,176,223	
収 入 合 計 (B)			114,397,583	118,601,193	71,361,973	

支出の部

(単位:円)

勘定科目			4年度 予算額	4年度 決算額	5年度 予算額	備考
大科目	中科目	小科目				
連合会費 支出	連合会費		8,259,900	8,254,800	8,469,900	
			8,259,900	8,254,800	8,469,900	
		連合会費	8,259,900	8,254,800	8,469,900	1,700円×12月×300名=6,120,000 1,200円×12月×126名=1,814,400 1,700円×12月×25法人=510,000 法人設立用25,500
		会友会費	0	0	0	6,000円
事業費	事業費		11,320,000	9,893,009	11,580,000	
			11,320,000	9,893,009	11,580,000	
		研修会費	3,400,000	3,770,542	3,550,000	
		広報費	3,220,000	2,912,945	3,418,000	会報委員会1,112,000 広報メディア委員会2,306,000
		事業運営費	2,980,000	1,665,700	2,932,000	事業委員会1,403,000 調査・研究委員会664,000 総務委員会505,000 厚生委員会360,000
		ADR運営費	460,000	283,822	420,000	社労士会労働紛争解決センター鹿児島
		支部交付金	1,260,000	1,260,000	1,260,000	
管理費	人件費		23,923,500	23,558,833	27,063,900	
			13,400,000	12,410,492	13,585,000	
		給料手当	11,400,000	10,592,253	11,622,000	職員3名・賃金職員1名
		福利厚生費	2,000,000	1,818,239	1,963,000	社会保険料その他
		退職給付	0	0	0	
	会議費		1,850,000	1,470,305	1,950,000	
		総会費	600,000	362,070	500,000	
		理事会費	800,000	930,900	1,100,000	常任理事会・理事会旅費日当
		その他の 会議費	450,000	177,335	350,000	各委員日当等 総合労働相談運営会議

勘 定 科 目			4 年 度	4 年 度	5 年 度	備 考	
大 科 目	中 科 目	小 科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 額		
管 理 費	需 用 費		8,673,500	9,678,036	11,528,900		
			旅 費 交 通 費	510,000	472,960	600,000	行政等連絡協議会 会計監査旅費日当、九地協
			通 信 運 搬 費	650,000	557,487	600,000	送料・郵便料・TEL・FAX代他
			消 耗 品 費	300,000	349,507	300,000	コピ-用紙・事務用品
			印 刷 製 本 費	400,000	133,155	450,000	名簿(冊子)印刷代250,000 会員証100,000 封筒代
			水 道 光 熱 費	230,000	227,094	230,000	電気料
			賃 借 料	2,950,000	4,486,906	6,125,000	家賃・駐車料 コピ-機・電話機・パソコン・ルーターリース料 会計ソフトサポート料
			公 租 公 課	1,913,500	1,913,073	1,604,900	法人税228,900消費税640,200 予定納税734,800印紙代1,000
			函 書 費	250,000	238,800	239,000	南日本新聞
			慶 弔 費	150,000	72,348	150,000	
			支 払 管 理 費	1,220,000	1,126,437	1,130,000	関係団体年会費・会計監査報酬 コピ-カウト料・登記関係
			雑 費	100,000	100,269	100,000	
引 当 預 金 支 出	引 当 預 金 支 出	退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	620,000	620,000	620,000	職員3名	
		減 価 償 却 引 当 預 金 支 出	7,088	35,087	74,287		
繰 入 金 支 出	繰 入 金 支 出	特 別 会 計 繰 入 金 支 出	0	0	6,000,000		
			0	0	6,000,000		
準 備 金	準 備 金	基 金 積 立 金	0	50,000,000			
		記 念 事 業 準 備 金 引 当 金 預 金 支 出	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
		事 業 準 備 金	0	0	0		
雑 損 失	雑 損 失	雑 損 失	0	0	0		
			0	0	0		
予 備 費	予 備 費	予 備 費	22,000,000	9,063,241	5,000,000		
			22,000,000	9,063,241	5,000,000	委託事業立替払	
当 期 支 出 合 計 (C)			67,130,488	102,424,970	59,808,087		
当 期 収 支 差 額 (A) - (C)			△ 3,606,738	△ 34,697,610	△ 4,622,337		
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B) - (C)			47,267,095	16,176,223	11,553,886		

令和5年度一般会計収入支出予算備考欄 別記

別記 1 雑収入欄

年金機構より管理費繰入	3,300,000
試験センターより事務所使用料	100,000
街角の年金相談センターより(人件費・電話・電気・リース料等)	300,000
令和4年度委託事業より消費税相当分	1,321,000
令和5年度委託事業より(電話・電気・リース料等)	1,481,000
総会祝金	80,000
日本システム等より郵送料	10,000
政治連盟より事務所借上収入	36,000
プロジェクター貸出料等	20,000
エスアールサービスより会報掲載料	30,000
九地協所属各県会より研修会受講料	1,500,000
支部活動負担事務手数料	90,000
合計額	8,268,000